

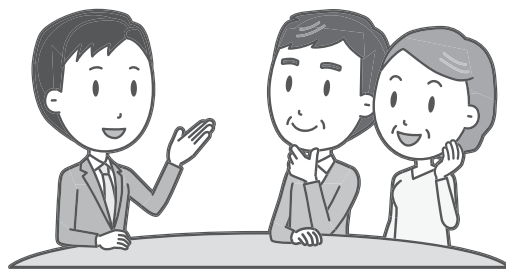
知って安心! 厚生年金

定年退職後も働いていると 年金はどうなるの?

年金の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられるに伴い、定年退職後も再任用等で仕事を続けられる方が増えています。

では、再任用中に年金の受給権が発生した場合、年金の支給はどうなるのでしょうか?

今回は、“再任用制度”と“年金”との関係についてお知らせします。



再任用と年金との関係

1 フルタイム勤務 (共済組合員として厚生年金保険に加入する場合)

老 齢 厚 生 年 金	在職中は、年金(基本月額)と賃金(総報酬月額相当額)を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。
退 職 共 済 年 金 (経過的職域加算額)	在職中は、賃金の額にかかわらず全額支給停止となります。

2 一定の要件を満たす短時間勤務 (厚生年金保険に加入する場合)

老 齢 厚 生 年 金	在職中は、年金(基本月額)と賃金(総報酬月額相当額)を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。
退 職 共 済 年 金 (経過的職域加算額)	在職中でも、賃金の額にかかわらず全額支給されます。

3 短時間勤務 (厚生年金保険の適用外の場合)

老齢厚生年金、退職共済年金(経過的職域加算額)ともに全額支給されます。



- 共済組合員として厚生年金保険に加入する場合は全額支給停止
 - 厚生年金保険に加入する場合は全額支給
- 年金(基本月額)と賃金(総報酬月額相当額)の合計額により、年金の一部または全部が支給停止

年金と賃金の関係

- **年金**(基本月額) …………… 老齢厚生年金額×1/12
※複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、それぞれの年金額を合算します
※加給年金額については除きます
- **賃金**(総報酬月額相当額) … 標準報酬月額+過去1年間の標準賞与額の合計額×1/12

●65歳未満の場合

年金と賃金の合計額が28万円を超えるとき、年金の一部または全部が支給停止されます。

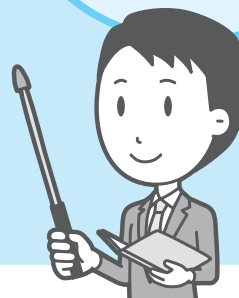
$$\text{支給停止額(月額)} = \{(年金 + 賃金) - 28万円\} \times 1/2$$

●65歳以上の場合

年金と賃金の合計額が47万円を超えるとき、年金の一部または全部が支給停止されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(年金 + 賃金) - 47万円\} \times 1/2$$

支給停止基準額となる
28万円と47万円は、
賃金や物価の変動により
改定される場合が
あります。



気になる
ワンポイント

退職後に失業給付を受給したらどうなるの？

公務員である皆さんも、定年退職後に再任用や民間企業に再就職して雇用保険に加入すると、退職に伴い失業給付(基本手当)等を受給できる場合があります。

65歳未満の方が失業給付(基本手当)を受給する場合、老齢厚生年金は支給停止となりますので、ご注意ください。

※退職共済年金(経過的職域加算額)は支給停止となりません。

◆年金支給停止の基本的な仕組み

失業の認定を受けるために公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申し込みをすると、その月の翌月から失業給付の額にかかわらず、受給が終了するまでの間、老齢厚生年金は支給停止となります。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
失業給付	求職申込	基本手当受給						受給期間経過					
年金給付	支給	年金は全額支給停止						支給					
年金の支払月		4月分						10月、11月分	12月、1月分				

年金と失業給付の
額を比較し、
どちらを受給したほうが
有利か検討して
みましょう。



◆失業給付(基本手当)とは…

雇用保険の被保険者の方が、定年や倒産、契約期間の満了等により離職した場合、失業中の生活を心配することなく、一日も早い再就職ができるように支給されるものです。

雇用保険の基本手当の所定給付日数(基本手当を受給できる日数)は、離職日の年齢や雇用保険の被保険者期間、離職の理由等によって決定され、90~360日の間でそれぞれ決められます。

お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414